

年金・手当・扶養共済

障害のあるかたの生活の安定を図るため、各種の年金、手当制度があります。

障害基礎年金(国民年金)

所

【対象者】

- ①病気やけがなどで初めて診療を受けた日(初診日)に、次のいずれかに該当するかたのうち、原則として初診日から1年6か月後に、国民年金法に定める障害等級1・2級に該当するかた
- 初診日に国民年金に加入していた20歳以上60歳未満のかた
 - 初診日に厚生年金に加入していなかった60歳以上65歳未満のかた
- ※ただし、初診日以前の一定の保険料納付要件を満たしていること
- ②20歳前の病気やけがで①程度の障害があり、20歳に達したかた
- ※ただし、他の公的年金を受けているとき、または本人の所得が一定額を超えるときは支給停止となります。
- ※原則として老齢基礎年金(国民年金)を受給しているかたは対象となりません。

【内 容】

◎年金額(2026年4月分から)

1級障害：1,059,125円(※1,056,125円) 2級障害：847,300円(※844,900円)

(※は1956年4月1日以前生まれのかたの額)

※18歳(障害のある場合は20歳)未満の子を扶養するときは、次の額が加算されます。

1人目、2人目：1人につき243,800円

3人目以降：1人につき 81,300円

◎支払月：2・4・6・8・10・12月

【問合せ】

保険年金課 TEL 059-340-0221 FAX 059-359-0288

※相談は予約制です。

障害厚生年金(厚生年金保険)

【対象者】

病気やけがなどで初めて診療を受けた日(初診日)に厚生年金保険に加入していたかたで、障害の程度が厚生年金保険法で定める1～3級に該当するかた

※ただし、初診日以前の一定の保険料納付要件を満たしていること。

※ほかに障害手当金の制度があります。

【内 容】

◎年金額

障害の程度(厚生年金の障害等級1～3級)、保険の加入期間、扶養する配偶者の有無などによって年金額が異なります。

厚生年金の障害等級が1・2級に該当したかたは障害基礎年金も受給することになります。

◎支払月：2・4・6・8・10・12月

【問合せ】

日本年金機構 TEL 0570-05-1165(ねんきんダイヤル) FAX 059-354-5011

※ご来所の際は予約をお取りください。

障害年金生活者支援給付金

所

【対象者】

以下の支給要件をすべて満たしているかた

①障害基礎年金※1を受給している

②前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円※2」以下である

※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

【内 容】

◎給付月額(2026年4月分から)

1級障害：7,025円 2級障害：5,620円

◎支払月：2・4・6・8・10・12月

【問合せ】

日本年金機構 TEL 0570-05-1165(ねんきんダイヤル)

○お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものを用意してください。

○代理人(二親等以内)のかたからお問い合わせの場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人のかたの基礎年金番号も必要です。

心身障害者扶養共済制度

心身に障害のあるかたの保護者が毎月一定額の掛金を納めることにより、万一の場合に、残された障害者のかたに終身年金を支給する制度です。

【対象者】

心身に障害のあるかた(知的障害者、身体障害者1～3級、精神または身体に永続した同程度の障害のあるかた)の保護者で、次の条件に該当するかた

①三重県内に住所があるかた

②加入時年度の4月1日時点での年齢が満65歳未満のかた

③特別の疾病または障害がないかた

【内 容】

加入する保護者が死亡または重度の障害状態になったとき、心身に障害があるかたに年金が支給されます。

◎掛金月額(2026年4月1日現在)

加入時の保護者の年齢によって、1口につき9,300円～23,300円で、心身に障害があるかた1人につき2口まで加入できます。

※生活保護を受けているかた、市民税非課税世帯のかた、均等割のみ課税されている世帯のかたには、掛金の減免制度があります。

※この掛金は、所得税、市・県民税の控除対象となります。

◎支給月額 20,000円(2口加入の場合は40,000円)

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

特別障害者手当

所

【対象者】

精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活においていつも特別の介護を必要とする20歳以上のかた。(本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、手当が支給されません。申請には医師の診断書(所定の様式)が必要です。)

【次のかたは手当を受けられません】

施設に入所または病院等に3か月以上入院しているかた

【内 容】

◎支給月額：30,450円(2026年4月分から)

◎支払月：2・5・8・11月(各月5日払)口座振込

【問合せ】

障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163 FAX 059-354-3016

障害児福祉手当

所

【対象者】

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活においていつも介護を必要とする20歳未満のかた。(本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、手当が支給されません。申請には医師の診断書(所定の様式)が必要です。)

【次のかたは手当を受けられません】

①施設に入所しているかた

②聴覚に障害のあるかたで、自動車運転免許を持っているかた

③障害年金を受けているかた

【内 容】

◎支給月額：16,560円(2026年4月分から)

◎支払月：2・5・8・11月(各月5日払)口座振込

【問合せ】

障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163 FAX 059-354-3016

特別児童扶養手当

所

【対象者】

精神または身体に障害があるため、介護を必要とする20歳未満の児童を養育しているかた

【次の場合は手当を受けられません】

- ①日本国内に住所がないとき
- ②児童が施設に入所しているとき
- ③児童が障害年金を受けられることができるとき
- ④本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

【内 容】

- ◎支給月額 1級(重度障害) 58,450円(2026年4月分から)
2級(中度障害) 38,930円(2026年4月分から)
- ◎支払月 4・8・11月(各月11日払) 口座振込

【問合せ】

こども手当・医療給付課

TEL 059-354-8083 FAX 059-354-8061

児童扶養手当

所

【対象者】

児童(18歳に到達後の最初の3月31日までの間、または障害がある場合は20歳未満)を養育しているかたのうち、父または母に重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)があるかたや離婚、死別などでひとり親のかた

【次の場合は手当を受けられません】

- ①日本国内に住所がないとき
- ②児童が施設に入所しているとき
- ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

【内 容】

- ◎支給月額(2026年4月分から)
 - 児童1人のとき 全額支給 48,050円
一部支給 48,040～11,340円(所得に応じて変動)
 - 児童2人目以降 全部支給 11,350円
一部支給 11,340～5,680円(所得に応じて変動)
- ◎支払月 奇数月(各月11日払) 口座振込

【問合せ】

こども手当・医療給付課

TEL 059-354-8083 FAX 059-354-8061

四日市市重度障害(者)手当

所

【対象者】

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている20歳以上のかたで、申請時に65歳未満のかた(本人、配偶者、扶養義務者のいずれかに市民税が課税されているときは、手当が支給されません。)

【次のかたは手当を受けられません】

- ◎施設に入所または病院等に3か月以上入院しているかた
- ◎生活保護を受給しているかた
- ◎特別障害者手当または福祉手当(経過措置)を受給しているかた

【内 容】

- ◎支給月額：1,000円
- ◎支給月：2・5・8・11月(各月5日払) 口座振込

【問合せ】

障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163 FAX 059-354-3016

四日市市重度障害(児)手当

【対象者】

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている20歳未満のかた

【次のかたは手当を受けられません】

- ◎施設に入所しているかた
- ◎生活保護を受給しているかた

【内 容】

- ◎支給月額：2,000円
- ◎支給月：2・5・8・11月(各月5日払) 口座振込

【問合せ】

障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163 FAX 059-354-3016